

県南広域振興局長告示第196号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成19年県南広域振興局長告示第225号）で告示した北上市特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成22年10月29日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

変更後の北上市特定猟具使用禁止区域の区域 北上市地内の東北自動車道と一般県道南笹間黒沢尻線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を北に進み宇南川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み飯豊川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み北上市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道宿成田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道飯豊秋葉線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道川原町南田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第2053002号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道成田黒沢尻線との交点に至り、同点から同市道を南に進み新堰川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み新堰川右岸東端と市道第3033117号線終点を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を南東に進み市道第3033117号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み東陵中学校敷地北西端から東側を経て南東端に至る敷地境界線との交点に至り、同点から同線を東に進みさらに南西に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を西に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み北上市立花3地割と5地割の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み男山水位観測所管理用通路との交点に至り、同点から同通路を東に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み、市道国見橋線との交点に至り、同点から同市道を西に進み北上川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を下流に進み市道第1013039号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み大関川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み北上市と胆沢郡金ケ崎町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み一般県道久田笹長根線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み市道第1023065号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み北上市と胆沢郡金ケ崎町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み市道大谷地線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道土井線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み和賀川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を下流に進み一般県道夏油温泉江釣子線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道第5013236号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み一般県道岩崎藤根線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道第6001012号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013964号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013937号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013936号線との交点に至り、同点から同市道を南に進みさらに西に進み市道第6001010号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み市道第6013081号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013310号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013068号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6013067号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道第6002017号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6013054号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6013053号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6013052号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6013883号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道第6002003号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6001002号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第6001023号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6013527号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道第6002016号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道花巻和賀線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道第6013192号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第6013279号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6001009号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道第6013851号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み一般県道岩崎藤根線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み主要地方道盛岡和賀線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道第6013274号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6001007号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第

6013269号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第5001010号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第5001006号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一般県道南笹間黒沢尻線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域